

月刊ニューズレター

現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第6号 2015年6月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 18歳選挙権と生徒会史研究	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(6) 節婦烈女と薙刀	神辺 靖光	4
青年寺田寅彦とヴァイオリンのかかわりについて	谷本 宗生	7
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道		
第6回 学校沿革史にみる補習科・専攻科(2):福岡県(2)	吉野 剛弘	11
近代日本における大学予備教育の研究⑥		
— 慶應義塾大学予科における女性の門戸開放計画—	山本 剛	14
「指導者」としての上級生(2)	堤 ひろゆき	17
寮歌は誰のものか —「学生文化」の伝播と抵抗—	金澤 冬樹	20
大学史研究から高等教育史研究へ(承前)	松嶋 哲哉	23
新制大学の生態誌(5) —「体育」からみる女子学生像—	井上 美香子	25
〈資料紹介〉立教大学における戦後資料		
—『立教大学新聞』にみる学生運動—	田中 智子	29
『岩手学事彙報』について	小宮山 道夫	33
『軍隊日誌』に刻まれた学徒兵の体調悪化と日誌の途絶	田中 祐介	35
どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(4)		
—1903年の松本中学『校友』編集委員の言説—	富岡 勝	38
刊行要項(2015年6月15日現在)		41
編集後記		42

コラム 18歳選挙権と 生徒会史研究

富岡 勝(近畿大学)

18歳の選挙権が話題になっている(本コラムを書いている途中の6月17日に選挙権の18歳引き下げを盛り込んだ改正公職選挙法が成立した)。NPO法人Rightsは、18歳選挙権を求めて2000年(メンバーは当時大学生だったらしい!)から運動を続けてきたが、代表理事の高橋亮平氏は、今後課題の一つとして「知識や体験に偏った教育だけでなく、生徒会活動の活性化も含め、若者が当事者意識をもって社会に参画できるような、実践的な教育環境の整備を提案」していくことを述べている(<http://blogos.com/article/117815/>)。

高橋氏が指摘しているように、これからは大学や高等学校などの教育機関で、18歳選挙権をどのように教育に活かしていくのかということは重要な課題になるだろう。

こんなことを考えている頃、杉浦正和「高校生徒会の戦後史から今後の生徒会のあり方を考える」(『民主主義教育21』Vol.9、全国民主主義教育研究会編、同時代社発行、2015年5月15日)に接した。今後の高校生徒会の可能性を考えていくために、高校紛争などを含めた生徒会の戦後史を振り返ろうという趣旨の論文である。杉浦正和氏はディベートなど、生徒が主人公になるような授業に取り組んできた高校教諭である(国土社から1998年に出された『授業が変わるディベート術!—生徒が探究する授業をこうつくる』の著者の一人)。

興味を覚えて読み進めるうちに、10年前に書いた拙論(「生徒会の発足」小山静子ほか編『戦後公教育の成立』世織書房、2005年)のことが、「『生徒会組織が一般生徒からの積極的な参加を得て実質的に機能していくことの難しさ』が、成立当初からあったと考える研究がある」

と紹介されていたのに気がついた。

杉浦氏は、このように拙論を紹介した後、「生徒会指導は、本来的に自主的主体的活動が難しいと考えるところからスタートすべきなのだ」と指摘し、生徒会で最も重要なことは、校外活動が活発かどうかではなく、「一般生徒と執行部の意思疎通の強化に全力を注入すること」が最大の課題であり、「適切な生徒会会則（憲法）と組織形態、定期的に繰り返される意思確認とその習慣化＝制度化こそが重要」であると提唱している。

杉浦論文で紹介された拙論は、京都の高校新聞などを使って生徒会の実態解明に取り組んだものであったが、「戦後のごく初期の時期しか扱えなかった」という心残りもあった。しかし杉浦論文でこのように正面からとりあげられたことで、「教育史をしっかりと研究していくことで、社会とつながることができる」ことを再認識することができた。同時に高校教員の方々を含む幅広い方々ともっと交流・対話することで見えてくることが多いのではないかと感じた。もちろん教育史研究と教育実践との結合は簡単ではないが（山名淳「教育史にとって『実践』とは何か」『教育史フォーラム』第10号、教育史フォーラム・京都、2015年5月を参照）。

今年の夏はちょうど私の住む関西で、生徒会についての研究が盛んな、高校教員を中心とした研究団体の全国大会が二つも開催される。以前から少し参加していたが、今年は（うまく時間が確保できたら）さらに積極的に参加してみたいと考えている。ご関心のある方はぜひ。

・全国民主主義教育研究会 全国大会

7月31日～8月2日、京都の同志社中等高等学校で開催

詳細は<<http://heartland.geocities.jp/demokrashi/index.html>>

・全国高校生活指導研究協議会 全国大会

8月8日（7日からプレ企画）～10日、大阪の大阪商業大学で開催

詳細は<<http://kouseiken.jp/>>

*** このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしています。**

逸話と世評で綴る女子教育史(6)

節婦烈女と薙刀

かんべ やすみつ

神辺 靖光(月刊ニューズレター同人)

吉田松陰の女学校論は封建社会にあつては画期的な新らしさを持つものであつた。松陰は攘夷論者でありながら、進んで西洋列強の学問技術を取り入れようとした。闇にも夷狄を討ち払えと言ふような暴走者ではなかつた。それと同じように、日本古来の女子教育思想によりながらも、それを改革し、新生面を開こうとしたのである。

伝統的な女子教育思想は平安朝から室町時代まで貴族や上流武家で生まれた『源氏物語』『伊勢物語』『古今集』などを読み習う文芸趣味とそれを覚えることからくる礼儀作法、女のたしなみを重要視したものである。次いで武家の時代が到来すると、儒教思想、とりわけ中国の女訓の移植から、「女大学」的な女訓書がやたらにできて、家を中心とする女の道徳、女子の教育が主張されるようになった。「女大学」は他家へ嫁するまでの女子の教育と妻になってからの心得をこまごまと記したものだが、日常生活はすべて家中心で、人間関係も夫への服従を軸に舅姑、小舅、小姑、親類、雇人へのつきあい方で、家の外へ出ることはない。社会が動くということを全く忘れたかの如く、主婦としての心得も家事一さいも古の如く、習慣をつなげればよいとしている。従つて、これの信奉者は新しい流行を奢侈墮落ととらえ排斥するのである。

松陰は前回述べたように『源氏物語』等を読むことを是認しているが、それに溺れるなど警告し、「女大学」類も、平時では、それで務まるが、事変が起ると、それでは務まらないと警告したのである。そして家の中だけに止まらず、世の中、社会にも出て事変に対処できる主婦を求めて女学校創設を

提案したのである。これまでの女子教育は飽くまで家庭内で完結する考え方であった。これに対し、松陰は藩がつくる女学校に女兒を通わせて、他人の中で教育しようとしたのである。閉ざされた「女大学」への挑戦である。

「女大学」の教育では家の中にだけ責任を持たばよかった。だが、藩の女学校で教育を受けたのであれば、藩の安否、盛衰に対しても責任の一端を負わねばならない。事変、騒乱の時にも対処できる節婦烈女たれという松陰の言はそれである。

節婦烈女は、いざ戦争となれば自若として夫や息子を戦争に送り出さねばならぬ。敵が城下に迫れば、薙刀なぎなた、小太刀こたちで戦い、辱ずかしめを受ける前に自刃しなければならない。そのために、武家の娘は嫁入りに際し、短刀一振り持たせられたのであるし、長刀の稽古をしたものである。前にあげた奥村喜三郎の「女学校発起之趣意書」で長刀、小太刀の稽古があがっているのがそれである。奥村の女学校は江戸市中を対象としているが、下級武士の住居地は庶民と混在しているからそうなのであろう。

これより数年後の戊辰の年、会津の戦闘では20数名の娘子隊が薙刀をふるって奮戦し、戦死者を出したし、藩士の妻女で自刃した者は300名にのぼったと言う。松陰の予言は適中したのである。

明治3年に但馬の出石藩が女学校をたてた。上校と下校があり、上校は武家の娘、下校は庶民の娘の学校である。8歳から14歳まで、毎月、概ね奇数日の登校で、読み書き、縫いつむぎ、煮たきの稽古が課せられた。ただし上校の女学校、武士の娘には、その上、琴の弾き方とピストル(短銃)の打ち方稽古が課されている。ピストルは自裁用の短刀に代るものであろう。出石藩は戊辰戦争の戦場にはならなかったが、仙石騒動といわれるお家騒動があって、重臣の追放・切腹などが頻発したし、幕末には勤王派の武士達の通過地点で天下騒乱を感じていた。それにしても廃藩置県の直前、

文明開化のとば口にあつて、妻の自裁用ピストルの打ち方を稽古させる女学校ができるとは、烈女を求める風潮が底流していたことを思わせるのである。

明治初年の文明開化以後、欧化政策と相まって、教育の西洋化近代化が進んだ。女学校はその先端で、「女大学」は福沢諭吉はじめ多くの論客によって批判され、影をひそめた。極端な西洋化に対する穏健な伝統回帰の女子教育論は出たが、烈婦烈女を求める女性論はしばらくは現われなかった。しかるに日露戦争が終った明治末年になると、わが子を戦場に送って嘆かない、悲しまない節婦烈女が再び浮びあがるのである。第2期国定小学国語読本巻10(5年生用)にある「水兵の母」はその典型であろう。このての題材はその後、散見する。勿論、一方で「君死にたまふことなかれ」とうたった与謝野晶子の反戦詩があったことも同時に考えねばならないであろう。

女学校の体操に武道は課されなかった。ダンスと球技と徒競走が主流であった。しかるに昭和11年、日中戦争の直前、弓と薙刀が体操の科目に加わった(文部省令7「高等女学校令施行規則中改正」)。これは選択で各学校の自由採量であったが、時勢というものは恐ろしいもので、大陸での戦争が激化するにつれて女学生の薙刀稽古は燎原の火の如く拡がった。筆者も小学生の頃、鉢巻姿の女学生が校庭で掛け声勇ましく木製薙刀を振り廻わしている光景を覚えている。まさか薙刀で近代戦が戦えるとは誰も思っていなかっただろうが、戦う心意気だけは見せたかったのであろう。烈女の亡霊が現われた想いである。

青年寺田寅彦とヴァイオリンのかかわりについて

たにもと むねお

谷本 宗生(大東文化大学)

夏目漱石『吾輩は猫である』(1905～1906年)の最終章で、水島寒月が「君はヴァイオリンをいつ頃から始めたのかい」と尋ねられる一幕がある。寒月いわく、「高等学校時代さ」「なあに先生も何もありません。独習さ」「今では若い人がヴァイオリンの箱をさげて、よく往来などをおいでしておりますが、その時分は高等学校生で西洋の音楽などをやったものは殆んどなかったのです。ことに私のおった学校[第五高等学校か]は田舎の田舎で麻裏草履さえないという位な質朴な所でしたから、学校の生徒でヴァイオリンなどを弾くものは勿論一人もありません」との返答。さらに話は、ヴァイオリンをいかにして寒月が入手したのかに及ぶ。寒月いわく、「金も前から用意して溜めたから差支ないのですが、どうも買えないのです」「狭い土地[熊本か]だから、買っておれば[五高生らかに]すぐ見つかります。見付かれれば、すぐ生意気だというので制裁を加えられます」「それでね毎日散歩をしてヴァイオリンのある店[長崎書店か]先を通るたびにあれが買えたら好かろう、あれを手に抱えた心持ちはどんなだろう、ああ欲しい、ああ欲しいと思わない日は一日もなかったのです」「店でもあまり重きを置いていないので、二、三挺一所に店頭へ吊して置くのです。それがね、時々散歩をして前を通るときに風が吹きつけたり、小僧の手が障ったりして、そら音を出すことがあります。その音を聞くと急に心臓が破裂しそうな心持で、居ても立ってもいられなくなるんです」「仮令国のものから譴責されても、他県のものから軽蔑されても—よし鉄拳制裁のために絶息しても—まかり間違っても退校の処分を受けても—、こればかりは買わずにいられないと思いました」「私は病気だ

とって、その日は学校も休んで寝ていました。今晚こそ一つ出て行って兼て望みのヴァイオリンを手に入れようと、床の中でその事ばかり考えていました」そうして、なんとか苦勞？の末、寒月は念願のヴァイオリンを手に入れる。さらに話は、寒月が人目を避けてヴァイオリンをなんとか弾こうとしたかの苦心談にまで及ぶ。寒月いわく、「古つづらの中に隠しました。このつづらは国を出る時御祖母さんが餞別にくれたものですが、何でも御祖母さんが嫁にくる時持って来たものだそうです」「今度は出すのに困った。ただ出すだけなら人目を掠めて眺める位はやれん事はないが、眺めたばかりじゃ何にもならない。弾かなければ役に立たない。弾けば音が出る。出ればすぐ露見する」「ただヴァイオリンが弾きたいばかりで胸が一杯になってるんだから妙なものさ。この太平という所は庚申山[立田山か]の南側で天気の良い日に登って見ると赤松の間から城下が一目に見下せる眺望佳絶の平地で—そうさ広さはまあ百坪もあろうかね、真中に八畳敷ほどな一枚岩があって、北側は鶺鴒の沼という池つづきで、池のまわりは三抱えもあろうという楠ばかりだ。山のなかだから、人の住んでる所は樟脳を採る小屋が一軒あるばかり」

寒月は、漱石の弟子の一人であった寺田寅彦(1878~1935年)がモデルといわれる。寺田寅彦は、明治29年高知尋常中学校を卒業して、第五高等学校に入学し習学寮に入寮している。五高在学中に、寅彦は夏目漱石に英語を、田丸卓郎に数学と物理を学び、夏目宅や田丸宅へもしばしば出入りして恩師らとの関係をより深めている。実際に、明治30年5月、恩師の田丸卓郎宅にて初めてヴァイオリンと寅彦は出会い、ヴァイオリンの音響構造の説明後、田丸の演奏による「君が代」を聞き感動している。その十日後には、市内の書店にて鈴木ヴァイオリン(約9円)を楽譜・教則本とともに購入したとされる。早速翌日には、放課後の立田山山頂に登りヴァイオリ

ンを弾いている。やはり、漱石は青年寅彦とヴァイオリンの出会いを作品のモチーフにしたといえるだろう(井上さつき『日本のヴァイオリン王 鈴木政吉の生涯と幻の名器』2014年、末延芳晴『寺田寅彦 バイオリンを弾く物理学者』2009年)。五高在学中の寅彦は、寮生内の盗難事件などをあって孤立感を増し、恩師の漱石や田丸との交流を深め、ヴァイオリンの独学自習にも熱を帯びていったのではないと思われる。

明治32年、五高を卒業した寺田寅彦は東京帝国大学理科大学物理学科へ進学する。翌33年には、恩師の田丸卓郎(1872～1932年)も東京帝国大学理科大学助教授に就任し、再び物理学の教えを田丸とともに学びながら、楽器を合奏し一緒に音楽会にも足を運ぶこととなる。帝大生の寅彦は、田丸の影響もあってかヴァイオリンにとどまらず、オルガンやピアノの楽器練習まで興じることとなる。第一高等学校にもしばしば訪れ、ピアノやオルガンを寅彦は弾いていたといわれる。この頃、奏楽堂での音楽会にてケーベル博士のピアノ演奏を聴き感動し、自身のヴァイオリン演奏についても是非とも指南？を仰ぐべくケーベル宅を来襲する。ケーベル先生から、寅彦は「君が使用しているヴァイオリンはいくらしましたか？」と尋ねられ、正直に9円である旨を告げると、先生はすぐさま大笑い！されたと寅彦自身が回顧している。寅彦は、明治41年には「尺八の音響学的研究」論文で博士号を取得し、翌42年には東京帝国大学理科大学助教授となり、同年ドイツをはじめ欧米各国へ物理学研究のため留学する。自身所有のオルガンは、恩師の漱石宅に預けている。留学から帰国した寅彦は、大正5年理科大学教授に昇格する。同年、漱石死去。この後寅彦は胃潰瘍となり吐血し、療養生活をおくるなかで「帝国大学を辞めて自由になりたい！」と辞職をなんとか決意するが、恩師の田丸から執拗に慰留され断念。大正11年(寅彦45歳)、銀座でドイツ製130円のヴァイオリンに心惹かれ、購

入したのではないかとされる。同年、アインシュタインが来日する。安田講堂での特別講演「相対性理論」の後、帝国ホテルでの歓迎会にて、アインシュタインのヴァイオリン演奏「クロイツェル・ソナタ」を聴く。負けず嫌いでこれに触発されたのか、高知出身の作曲家弘田龍太郎について寅彦はヴァイオリンのレッスンを基礎から習い始めたという。ようやく五高生時代から念願であった音楽の専門家のもとでヴァイオリンを学ぶことが出来たといえる。プロの音楽家に直に師事してみて、寅彦はとくに手首の自由な運動が決定的に重要であると確信している（『手首』の問題』『中央公論』1932年3月）。

昭和7年、寅彦にとって漱石とともに五高時代から終生の恩師であった田丸も死去する。同年12月、寅彦は『理学部会誌』に追悼文「田丸先生の追憶」を寄せている。「[田丸]先生は、『要するに、やるという事がハウプトザッヘだから…』と言って、決して巧拙のできばえなどは問題にされなかった。酒も煙草も甘いものもいっさいの官能的享樂を顧みなかった先生は、謡曲でも西洋音楽でも決してそれがただの享樂のためではなくて、やる事が善いことだからやるのだというように見えた。休日に近郊などへ散歩に出かけられるのでも、やはり同様な見地からであったように自分には思われる。」寅彦が述べているように、生前の田丸卓郎はとても勤勉実直な性格であったといえる。したがって、田丸が初めて青年寅彦にヴァイオリンを紹介した際にも、あくまで「物理教室所蔵の教授用標本としての楽器」として示している点の特徴的であろう。実はこの田丸が、第一高等中学校の生徒時代に、唱歌担当（予科第二級）の教員として前レターで紹介した鈴木米次郎が赴任しているが、残念ながら担当学年の違いからすれ違ったのではないか？と思われる。夏目漱石、田丸卓郎、寺田寅彦らが、もしも鈴木米次郎のような音楽家から自身が高等学校・高等学校の青年時代に、唱歌教

育の指導を受けていたのであれば、また違ったかたちの近代日本のユニークな？歴史が展開されていたかもしれない。Ifは語ってはならないと、厳格な歴史家はいう。しかし、私は少し違うのではないかと考えている。Ifは1つの選択肢・可能性であると思う。Ifを想像できないものには、やはり複雑な様相を示す現在の動きや、まして未来の展望などを描き語ることはできないだろう。

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道

第6回 学校沿革史にみる補習科・専攻科(2):福岡県(2)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(東京電機大学)

前号では、福岡県の補習科は、昭和30年代に県当局からの廃止要請を受けて、各種学校に転換したことに触れた。今号では、その転換の過程を検討していく。

現在分かっているものに限定されるが、その転換過程は以下の通2つがある。

①すぐに学校法人を設置する

修猷館(修猷学園・1965(昭和40)年)

福岡(福高研修学園・1966(昭和41)年)

城南(城南学園・1969(昭和44)年)

②他の団体(財団法人)を作り、その後学校法人を設置する

鞍手(鞍陵協会→鞍陵学園・1965(昭和40)年財団法人→1971(昭和46)年学校法人)

筑紫丘(筑高協会→筑紫丘学園・1966(昭和41)年財団法人→1972(昭和47)年学校法人)

簡便な転換の方法は①である。しかし、いつ学校法人となったかを見ると、前号で検討した状況とは異なる点が見られる。城南高等学校が研修科を設置したのは1967(昭和42)年で、その後1969(昭和44)年に学校法人を設立している(『城南20年誌』(1983年), p.115)。同校が研修科を作った段階で、他校は学校本体からの切り離しをはじめていることを考えれば、異例の対応である。同校が1963(昭和38)年創立の新設校であることが関係していると考えられるが、仮説の域は出ない。

また、学校法人の設立者も、学校によって異なる。修猷館高等学校の学校法人修猷学園は、財団法人修猷協会が設置した(『修猷館二百年史』(1985年), p.305)。同財団は、同窓会が1962(昭和37)年に財団法人格を獲得して設置されたものである。福岡高等学校の福高研修学園は、PTAが大きく関わっている(『福中福高七十年史』(1987年), p.244)。最大の問題は資金だったと思われる。一方、同窓会は学校の伝統や後輩を思って、PTAはわが子を思って動いたのだろうが、どういう思いが設立へと動かしたのかは興味深い。

②の方法はやや回りくどい。鞍手高等学校では、1965(昭和40)年にPTAを母体とした財団法人鞍陵協会を設立し、その後1971(昭和46)年に学校法人鞍陵学園を設立した。『鞍高七十年』(1987年)には、その経緯が詳しい(pp.440-441・表題は引用者による)。

○PTA 理事会に財団法人設立要項を提案(1965(昭和40)年6月23

日)

一、設立理由

- 1 補習科は県立学校として非合法的な教育機関であること。
- 2 補習科の収容数に制限があるため、希望生徒の多数を選抜によってふるい落すにしのびないこと。
- 3 PTA や同窓会所有の不動産維持管理に法人格が必要とされること。
- 4 学校法人設立が最適であるが、当面、学校法人設置基準を充たすだけの条件整備が不能であること。

二、趣意書

産炭地の地域状況・経済状況を考慮し、鞍手高校の教育内容の充実助成と同校卒業生の進路指導を趣旨とするものとする。

三、事業計画

- 1 在校生の補習講座
- 2 卒業生の進路指導講座
- 3 土地・建物の維持管理
- 4 職員の福利事業
- 5 その他

(四、設立のための準備計画 略)

○学校法人設立への理事会(1971(昭和46)年1月16日)

一、提案理由

- 1 財団法人は教育機関を経営するのに適当でないこと。
- 2 経理上の制約を受け発展性に乏しいこと。
- 3 筑豊地区全域から学館への入学を希望する浪人生が増加したこと。

4 学校法人設立基準を充たすための校地・校舎・生徒数・専任教師等について成算が得られること。

二、発起人会議への諸準備 以上を了承

鞍手高等学校もあくまで学校法人の設立を考えていたのである。学校法人は、私立学校法及び関連法規が定める条件を満たさねばならず、財団法人より設置が困難である。財団法人の設立は、受験準備教育の灯を消さないために、喫緊の策として取られたのである。

学校法人を成立させる要件はいくつかあるが、生徒はすでに揃っている。校地や校舎は、高等学校からの割譲などの方法もあろうが、つまるところ資金があれば何とかなる。では、専任教員はどうであろうか。次号では教員について検討しておくことにする。

近代日本における大学予備教育の研究⑥

— 慶應義塾大学予科における女性の門戸開放計画 —

やまもと たけし

山本 剛（早稲田大学大学院）

はじめに

前号までは、大学予科に関して早稲田大学を事例として検討してきた。今後は、他大学の大学予科を検討していく。

本号から、1918(大正7)年の大学令に基づき、早稲田大学と同時に1920(大正9)年に大学認可が認められた慶應義塾大学を検討する。

ここでは慶應義塾が大学予科をどのように捉えていたのかについて、同大学予科の学科課程やその教育理念の考察に入るまえに、同大学が、大

学予科への女性の入学を認めようとしていたことに注目する。

周知のように戦前において、女性の大学教育機会は基本的に閉ざされていた。しかし、男女は人格的に対等との認識から女性の大学教育の積極的な意義を認め、開放を試みる計画があった。

1 女性の門戸開放計画

大学令による大学設立時に、慶応義塾は大学予科から女性への門戸開放を計画する。近代日本における女性への大学教育の開放をめぐる問題については、慶應義塾の女性への門戸開放計画をふくめて、先行研究にその詳細が究明されている¹。先行研究によると、慶応義塾は大学令に基づく大学設立を認可申請した際、予科へ女性の入学を認めようとしていた。同校の1919(大正8)年8月8日、設立認可申請時の学部及び予科の入学資格規定は次のようであった²。

第十四条 各学部第一学年ニ入学スルヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ハ欠員アル場合ニ限り第一学年ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十五条 (省略—引用者)

第十六条 予科第一学年ニ入学スルヲ得ル者ハ本塾普通部又ハ中学校ノ第四学年修了者、高等学校尋常科修了者、高等女学校卒業生、高等普通学校卒業生、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者、文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業生ト同等

以上ノ学力アリト指定シタル者トス（下線部―筆者）

このように、第 16 条には、予科入学資格者として「高等女学校卒業生」が定められており、慶応義塾は予科段階からの女性への開放を構想していた。慶応義塾塾長の鎌田栄吉は、予科の女性への開放計画について、「今度大学部予科規則を改正した結果、高等女学校を卒業した女子は競争試験の上男子と同様予科一年に入学する事を得る様になつた」と述べ、いまだ「文部省の方の指令」がないので確定した訳ではないとしながらも、許可さえあれば「来る四月の新学期から実施する」意向であり、「時代の進軍に伴ひ修学上男女の区別を撤廃し」、「特別の設備も科程も拵へるのではない、各科を通じて何等男女生間の区別を設けず一様に教へる」ことを構想した³。

このように鎌田は、大学令による大学設立時に男女の修学上の区別をなくし、予科段階から女性の入学を認める計画であった。

しかし、1920(大正 9)年 5 月 5 日制定認可の学則第 16 条では、予科入学資格規定からは「高等女学校卒業生」などが削除されることになる⁴。

この予科への女子入学否認の理由としては、予科からの開放は女性の大学教育の本格的な制度化に直結する懸念を持った文部省の強固な反対と予科が準拠すべき高等学校令は「男子ノ高等普通教育ヲ完成」するとの目的規定をもち、男子のみを対象にしているという法規上の問題があることによつたものであった⁵。

こうして予科への女子入学は認められることはなかったが、大学令第 13 条の予科入学資格規定(中学校第四学年修了者と同等以上との部分)をどのように解釈するのかをめぐって、個別大学が新たな大学予科の可能性を

求めたことは注目すべきである。

すなわち、大学予科はその設置時に各大学独自の構想を試みることができたと考えられる。

それでは、次号より同大学予科の学科課程やその教育理念を検討する。

¹湯川次義『近代日本の女性と大学教育』(2003年 不二出版)。

²『慶応義塾百年史』中巻(後)(慶應義塾、1964年)38頁—39頁、47頁—48頁。「甲種商業学校卒業者(経済学部に限る)の部分」が、「高等女学校卒業者、高等普通学校卒業者」とある。

³「早大と慶応の大改造」『東京朝日新聞』(1919年7月14日)。

⁴『大正9年12月印刷 慶応義塾総覧』46頁、前掲書『慶応義塾百年史』中巻(後)17頁。

⁵湯川次義『前掲書』162頁—164頁。

「指導者」としての上級生(2)

つみ

堤 ひろゆき(東京大学大学院)

前回、旧制松本中学校において開催されていた五年生による会議、「五年生会議」を取り上げた。そこでは、会議を開催することによって、五年生同士の意見のとりまとめや対立の回避を目的としつつ、最上級生としての責任や模範像を五年生の中で共有することも目指されていた。五年生が一致した姿勢を作り出すことは、生徒の指導者としての五年生を作り出すことに寄与していた。

なぜこのように釘を刺す必要があったのだろうか。それは、五年生が自動的に「指導者」になるわけではないためである。全生徒を対象とする相談会の席上での五年生の振る舞いに、相談会長が憂慮を抱いている様子がかがわれる。

ダレ気味デ実ニ遺憾千万、殊ニ上級生ニ於テハフザケタ態度ヲトルモノアツテ自治云々ト叫ブ彼等ヲ余ハ疑ヒタクナル。……／余ハ実ニ自治ノ将来ニ深く、／憂慮ヲ懐イタ。此ノ如クシテ次ニ四年生ガ如何ナル影響ヲ受ケルカ、来年度ハ？ 結局余ノ如キ不識不才ノ者ガ敢テ会長タル重任ニツイタノガ過デハナカツタラウカ。辞職ハ安シサレド無責任ノ極ミ。悩ミ続ケタガドウトモナラナイ。此ノ不成績ハ単ニ会長ノ責ダケニ押シツケラレルベキモノダラウカ。¹

「自治ト叫ブ彼等」が「フザケタ態度」をとっていた五年生と同一か否かはこの文面だけでは不明である。しかしながら、相談会長は「自治機関」の代表として生徒をまとめ、まさに「指導」していく立場にあると自負していた。相談会長の立場としては、五年生が「フザケタ態度」をとっているようでは、「自治」によって生徒をまとめる上で不都合である。さらに、五年生は自治をもっともよく理解しているということによって「指導者」たならなければならない。その指導原理は「自治」であるために、「自治ヲ叫ブ」ことは当然のことであるが、四年生以下の下級生に対して見せる「態度」が伴っていないと、「自治」が空転してしまうのである。

こうした状況は、昭和十三年度にとどまらない。昭和十六年度の相談会でも同様の事態が生じている。

昨日ノ相談会ニツキ先輩デアラレル新任ノ先生又他ノ先生ノ校友ノ一部ニ非難ノ声アリ。五年生ガ場所ガラモ考ヘズヤチリ立テタニヨル。相談会ニ、シカモ先生方カラ非難ノ声ヲ受ケタト云フ事ハ実ニ遺憾此ノ上ナイ事デアル。²

五年生が相談会の席上で「ヤチ」ったことから非難の声があがったということが述べられている。このような事態は、しばしば見られたのではないかと考えられる。前回の引用箇所でも五年生会議の目的として語られていた、責任を自覚し紛争を避けるということは、むしろ五年生としてのあるべき姿を描いたものであると言うことができるだろう。

四年間「自治」という伝統の中で学校生活を送り、五年生として下級生を「指導」することが求められる生徒にとって、「自治」は相談会という公的な場で発言を正当化するレトリックでもある。しかしながら、時としてそれは、生徒をまとめる立場から見ると生徒の足並みを乱すものともなりうる。生徒の模範を示すべき五年生の行動がそろっていなければ、下級生に示すべき模範が体现できない。五年生会議の目的は、下級生に「自治」の精神を示すパフォーマンスとしての側面を持っていたのではないだろうか。

もちろん、五年生会議はただの集会ではない。昭和十六年に学校報国団を結成するにあたり、団組織の編成を協議し、最終案へとつながる編成を提出した³。下級生に対する優越と、最上級生としての振る舞いの両方を求められる五年生は、校友会や「自治機関」だけでなく、五年生会議といった制度の中で、「指導者」たることが求められていったのである。

¹ 『昭和十三年度 記録簿 相談会』、九月三日の条。

²『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部(五月二十二日以後)』、四月十九日の条。

³ 同上、五月一日、五月三日、五月五日、五月十日、五月十二日、五月十四日、五月十七日の条。

寮歌は誰のものか

—「学生文化」の伝播と抵抗—

かなざわ ふゆき

金澤 冬樹(東京理科大学職員)

●最後の寮歌祭

5月16日(土)、松本市の旧制松本高校講堂にて開催された最後の松高寮歌祭に参加した。校舎が当時のまま残る旧制松本高校で、旧制松本高校の卒業生による最後の寮歌祭である。

90歳前後とは思えぬ、卒業生の声量には驚くばかりであった。また、掛け声などにも独自の言い回しやタイミングがあり、その活発な掛け合いは当時の様子を彷彿とさせるものだった。卒業から70年近く経ちながらも、当時のように高らかに寮歌を歌う卒業生の姿に、旧制高校が学生に与えた影響の大きさ、旧制高校という空間の「異常さ」を改めて考えた。

●寮歌＝旧制高校？

今日、寮歌というと真っ先に思い浮かぶのが旧制高校だろう。寮生活が重要な地位を占めた旧制高校にとって、その象徴ともいべき寮歌は不即不離の関係にある。寮歌研究も、旧制高校卒業生を中心に「旧制高校の寮歌」という視点で研究がなされてきた。

しかし、「寮歌＝旧制高校」という前提が見過ごしているものがあるのではないだろうか。例えば、信州大学思誠寮や北海道大学恵迪寮¹など、旧制高校後身校の学生寮や応援団では、今なお寮歌が伝えられ、学生の間で歌われている。また、寮歌は全国各地の旧制中学にも伝播した。旧制中学後身校では、今なお旧制高校の寮歌や、寮歌を下敷きにした学生歌が歌い継がれている。

●寮歌の伝播と抵抗

また、1918年の大学令によって、旧制高校と同等の位置づけを得た私立大学予科でも、寮歌の伝播があった。ただ一方で、寮歌を歌うと同時に、反発の動きもあったことを紹介したい。日本大学予科の学生の間では、旧制高校の寮歌が歌われており、そのことへの疑問・反発が散見される。

私は、二ヶ年間、世田ヶ谷の桜樹に囲れた校舎、武蔵野の平原に養はれてきたが、我々は放課後、あの谷をあの野辺を逍遥する時、口ずさんだものは一高の寮歌であり札幌農大の寮歌であつた、日大生が余所の大学の歌を歌ふ、諸君自らあきれるではないか²

このような状況にあつて、寮歌に代わる新しい学生歌を作る動きが盛んになる。

校歌以外に、寮歌的なものが欲しい、本学に寮は無いから寮歌でもあるまいが、それに代るべき桜門の歌でもなんでも良い、微吟するもの、沈思、反省、心の糧となるべきもの、一高のあゝ玉杯に花受けてのそのの如く、札幌農大の都ぞ弥生の雲紫に、或は京都三高の寮歌の

如き、学生にセンチメンタリズムが必要なのである。〈中略〉私は校歌以外の寮歌的なものが欲しいと思つてゐる³

その後、学生から多数の募集を受け、新しい学生歌が誕生している⁴。その後も「日大予科学園歌」「日大予科逍遥歌」などの学生歌が、ストームとともに歌われている⁵。

このように、寮歌が伝播し歌われながらも、それに抵抗する形で自らの学生歌を作り出す動きがあった。

●寮歌は誰のものか

以上のように、寮歌は旧制高校以外の学生にとっても、大きな意味を持つものである。時には旧制高校の文化を移植し、時には抵抗され新しい「学生文化」の起爆剤になる…。寮歌の伝わり方、歌われ方を見ていくと、旧制高校の枠にとどまらない新しい寮歌像が浮かんでくる。

「寮歌＝旧制高校」という枠組みを外したとき、そこには旧制高校や旧制中学はもとより、新制の大学や高校まで含めた「学生文化」の大きな動きが見えてくる。そこに、今後の寮歌研究の可能性もあるのではなかろうか。

¹ 恵迪寮で寮歌が日常的に歌われる様子は、今年1月にNHK総合「ドキュメント72時間」で「北の大地の学生寮」として紹介された。

² 長尾正美「日大生が他所の大学の歌を唄ふ」『日本大学新聞』第336号（昭和15年5月5日）

³ 禿徹「校歌以外に寮歌的なものが欲しい」『日本大学新聞』第336号（昭和15年5月5日）

⁴ 『日本大学新聞』第 347 号(昭和 15 年 11 月 25 日)

⁵ 小松修「戦時中の日本大学予科文科について—牛込源晃氏からの聞き取り調査の紹介」日本大学資料館設置準備室『覺誌』第 3 号 2007 年 p45

大学史研究から高等教育史研究へ(承前)

まつしま てつや

松嶋 哲哉(日本大学大学院)

前稿では、大学史研究から高等教育史研究へ展開する際に、専門学校が重要な位置を持つのではないかと提案した。そして、専門学校研究によって、高等教育を重層的な視点から捉えることが可能となるのではないかと考えている。

戦前日本における高等教育機関(post-secondary)は、高等学校・大学予科→(帝国)大学と専門学校の学校体系として捉えられることが多い。しかし、専門学校→(帝国)大学への進学ルートも存在しており、専門学校からの進学者が少なからず存在した事実はみのがせない。例えば、『文部省年報』(1937 年度)によれば、九州帝国大学への入学者は、高等学校卒業生:337 人(76%)、専門学校卒業生:77 人(17%)であった。同年の調査において、専門学校からの進学者が最も多い関西大学では、152 人(44%)が専門学校からの進学者であった。

また、大学と専門学校が併置されていた事実もみのがせない。専門学校から大学に昇格した学校が、昇格後も専門学校の体系を専門部として残していたのである。この専門部は、専門学校として認可を受けることによって、『文部省年報』において専門学校として計上されている。例えば、日本大学

の場合、専門部として法律科、政治科、商科、経済科、宗教科、社会科、文科、歯科、医学科が設置されており、それぞれの専門部における学科課程も定まっていた¹。

しかし、専門部を設置したのは私立大学だけではなかった。帝国大学においても専門部は設置されていた²。帝国大学に設置された専門部をあげると、東北帝国大学農科大学附属土木工学科・林学科・水産学科、東北帝国大学付属医学専門部、東北帝国大学付属工学専門部、九州帝国大学付属工業専門部、北海道帝国大学付属土木専門部、北海道帝国大学付属水産専門部、北海道帝国大学付属農林専門部があげられる³。これら帝国大学における専門部は、1946年の「帝国大学官制」が制定される以前に法令的な根拠がなく制度としては曖昧な位置づけにあった。それが、1946年の官制では次のように規定される(第15条)。

九州帝国大学ニ附属工業専門部ヲ、北海道帝国大学ニ附属土木専門部及附属農林専門部ヲ置ク
各専門部ニ部長、専門部教授及文部教官ヲ置ク
部長ハ専門部教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事ヲ掌利職員ヲ監督ス
専門部教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

上述のように、一言に専門学校と言っても実態は非常に複雑であった。専門学校の研究は、専門学校から(帝国)大学への進学ルートが存在していたことから高等学校・大学予科との関連性の中で考察する必要があり、専門部の存在からは大学との関連性の中で考察していく必要がある。これ

ら、専門学校の実態については非常に興味をそそられるものがあり、その複雑性そのものが重要である。しかし、専門学校の実態を明らかにすることによって、どのような高等教育史像が見えてくるのか。先行研究の中で検討することから始めて行きたい。

¹ 日本大学編『日本大学一覽』日本大学出版部、1927年。

² 以下、帝国大学における専門部の指摘は、米田俊彦編著『近代日本教育関係法令体系』(港の人、2009年、482頁)による。

³ この他にも、1898年、東京帝国大学農科大学には実科が設置されており(1935年廃止)、東北帝国大学農科大学から北海道帝国大学に継承された農学実科は、入学資格・修業年限が専門学校の基準を満たしていた(同前書、482頁)。

新制大学の生態誌(5)

—「体育」からみる女子学生像—

いのうえ みかこ

井上 美香子(九州大学)

新制大学の発足とともに、科目の1つとして「体育」が大学教育の中に登場した。体育を大学に導入することとなった経緯は、1946年の米国教育使節団の勧告にはじまる。同使節団の勧告を受け、同年9月に文部省に設置された学校体育研究委員会は文部大臣宛に全学生に体育の機会を均等に与え体育を正課として課すべき旨を要望する中間報告書を提出、翌年10月に大学基準協会内に設けられた体育保健研究委員会でも体育を正

課として大学に導入することの重要性を強調した。その結果、新制大学の設置基準である「大学基準」第7項の2に「大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要する」¹として、体育科目の設置と履修義務が定められた。「大学基準」の解説²によると、体育は講義（保健教育と体育理論）と実技の2種類から成ると説明が付された程度で、その具体的内容について規定は設けられず、「大学は夫々独自にその大学の特徴を生かして体育を実施すべき」³として各大学の裁量に任された。

一般教育の導入と同様、大学にはじめて導入することとなった体育の実施をめぐり、多くの大学で様々な取り組みや模索がなされたことであろう。その足跡をたどるべく、九州大学が1956年に作成した『体育』という冊子に着目したいと思う。

『体育』と題する冊子は、総ページ数58頁程度の小冊子で、目次は以下のとおりである。

- 第1節 総説 1.正課体育 2.学生健康相談室 3.課外体育
- 第2節 スポーツの種類 1.シーズンに依る分類 2.体力によるスポーツの種類 3.その他のスポーツの種類
- 第3節 女子学生のために
- 第4節 健康指導を必要とする学生について
- 第5節 各論⁴ 1.準備運動と整理運動 2.軟式野球 3.ソフトボール
4.バレーボール 5.軟式庭球 6.バドミントン 7.バスケットボール
8.ラグビー 9.サッカー 10.卓球 11.柔道 12.剣道 13.水泳

第1節の「総説」の部分で、「体育の履修方法については、既にガイダンスの時に説明したから、十分承知しているとは思いますが、従来、この説明が徹底しないくらいがあるので、課外体育、健康相談に関することと共に以下重ねて説明することにした」⁵とあり、同小冊子がガイダンスで十分説明しきれてこなかった課外体育と健康相談についての補足説明を施すために作成されたものであることが分かる。但し、同小冊子のほとんどが正課体育(第1節の一部、第2節、第5節)の説明に割かれており、課外体育および健康相談についてはそれぞれ1頁ずつしか割り当てられていない。例えば、課外体育については「身体を益々強健」(『体育』2頁)にしたい学生は学友会の運動部へ参加することを奨励し、健康相談については「病人、虚弱者、肢体不自由等」(『体育』11頁)の学生に対する指導内容を簡単に紹介しているに過ぎない。それに対し、女子学生の体育の実施に関しては、2頁にわたり記述がなされている。体育と女子学生の関係を同小冊子ではどのように論じているのであろうか。同小冊子によると、女子学生に適切なスポーツは、女子の「体力的立場」と「性格的立場」(生活態度)から決定されるという以下、みていくことにしよう(『体育』9頁)。

同小冊子では「腕立伏臥姿勢からの腕の屈伸は成年女子に於ては殆ど不可能である」(『体育』9頁)と説明し、女子学生の筋力や体力が如何に乏しいものとみなされていたのかがわかる。それ故、体育では「筋力型、持久型のスポーツ及びその移行型のスポーツは一般に女子には不適當」(『体育』9頁)であるとされる。また、女子学生は「男子に比べ稍々閉鎖的閉鎖的であり消極的であると云われる。時に内向的であり孤立的であるともいわれる」とし、その「生活態度」(「性格的立場」)および体力などの観点から、「チームゲームを薦めたい」とする(『体育』9頁)。「チームゲーム」を通して、どのような力が養われるというのか、その説明を以下に引用しておきた

い。

男子に比べ少々閉鎖的閉鎖的であり消極的であると云われる。時に内向的であり孤立的であるともいわれる。この点から我々はチームゲームを薦めたい。この様なスポーツの練習が女子の生活態度の改善に役立つであろうと考えるからである。又リーダーシップや責任感も近代社会生活に必要な特性である。スポーツの場にはこの様な機会が多く含まれている。かくて我々は特に女子のためにチーム・ワークを必要とするスポーツを強く薦めたいと思うのである(『体育』9頁)。

つまり、この「チームゲーム」が「閉鎖的であり消極的である」女子学生の「生活態度」(「性格的立場」)の「改善」に役立つというのである。なお、ここで女子学生の「チームゲーム」として適当な種目として挙げられたのは、バレーボール・バトミントン・ソフトボール・テニス・卓球などである。但し、これらのスポーツの実施においても特に考慮すべき点として、「補助運動や基本練習の場合最大負荷による運動を避けたい」、「試合等に於て特に興奮する様なことは可能な限り避けたい」(『体育』10頁)等の注意が付されており、女子学生の場合「体育」を通して体力を養い育てるというよりも「生活態度」(「性格的立場」)の「改善」に重きがおかれていたことを窺い知ることができる。体育は、新制大学の発足と同時に一斉に導入されたものの、その目的が男子学生と女子学生とでは実は異なる点におかれていたという点は非常に興味深いものといえよう。

¹ 「大学基準」は 1948 年制定されて以降、1950・1951・1953 年と改訂さ

れているが、「大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要する」という文言は改訂されなかった。

² 大学基準協会編『『大学基準』及びその解説』1948年 大学基準協会

³ 大学基準協会編『新制大学に於ける一般体育科目設置の参考資料』1948年 大学基準協会

⁴ 1956年時点、九州大学では、正課体育として体育理論2単位・体育実技2単位の計4単位を教養課程中に履修することとなっている。このうち、体育実技については、野球・ソフトボール・テニス・バレーボール・バドミントン・柔道・剣道・バスケットボール・サッカー・ラグビー・卓球・ホッケーの中から学生は3種目を選択し履修することとなる。これらの種目の歴史や特徴、基本的動作やルールなどを説明している。

⁵ 九州大学『体育』1956年2頁(九州大学大学文書館所蔵)。なお、九州大学では、このような冊子の存在はこれ以外確認できていない。

〈資料紹介〉立教大学における戦後資料

—『立教大学新聞』にみる学生運動—

たなか さとこ

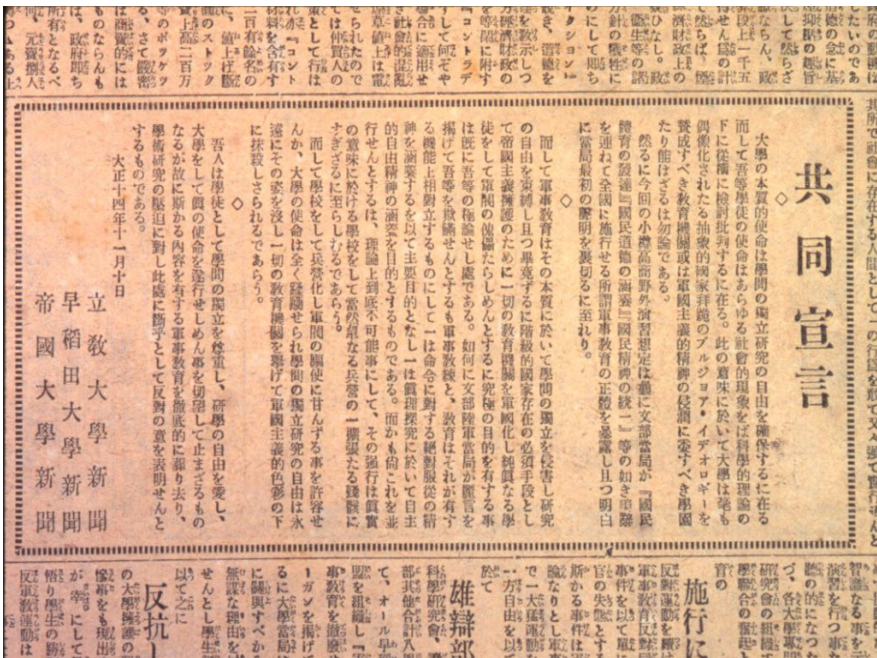
田中 智子(立教大学立教学院史資料センター)

今号より、筆者の研究対象の一つである、学生運動関係の資料を紹介していきたいと思う。立教大学というと、あまり学生運動というイメージは無いかもしれない。実際のところ、大学紛争(闘争)期の1969年には、中核派の学生を中心とする教室棟のバリケード封鎖、それに伴う約半年間の授業停止等が行われていたが¹、それ以外には特に目を見張るような運動は無かったのも事実である。しかしながら、立教の学生が全く学生運動に無関

心だったわけではない。全国的な学生運動に呼応し、時には参加してきたのである。今回は、テーマからやや時期はそれるが、戦前期の『立教大学新聞』にみる軍事教練反対運動について述べていきたいと思う。

1925年4月、陸軍現役将校配属令が公布されたことにより、中等学校以上の男子校に、陸軍現役将校を配属させ、学校教練を行うこととなった。そして同年10月15日、小樽高等商業学校(現・小樽商科大学)における野外演習にて配属将校が示した「想定」が、学校内外に大きな抗議運動を巻き起こしたこと(所謂「小樽高商軍教事件」²⁾)を契機に、全国的な軍事教練反対運動が起こったのである。

この全国的な軍事教練反対運動に対し、11月10日には立教大学新聞・早稲田大学新聞・帝国大学新聞が連名で「共同宣言」を出している【写真】。



同記事の趣旨は、「軍事教育はその本質に於いて学問の独立を侵害し研究の自由を束縛」するものであり、「学校をして兵営化し軍閥の駆使に甘んずる事を許容」しないために、学校教練に対し「断乎として反対の意を表明」するものである。写真の通り、立教大学新聞が筆頭になっていることから、この「共同宣言」においては立教大学新聞が他を主導していったと考えられる³。この記事は上記3つの大学新聞にそれぞれ掲載される手筈となっており、『立教大学新聞』⁴においては11月15日発行の第24号に掲載された。しかしながらこの号は、「共同宣言と軍教反対の論説の一部が当局の忌避に触れ」、大学当局から発売禁止処分を受け押収された。その後、大学当局と学生委員との交渉によって、記事の一部を訂正して発売禁止を解除されている⁵。

では、他の2つの大学新聞においては如何であっただろうか。『早稲田大学新聞』においては「共同宣言」の掲載記事は見当たらず、代わりに「共同宣言掲載禁止に対する声明書」という記事が掲載されている⁶。同記事によると、一度教授・理事の検閲を経て掲載許可が下りたものの、再度検閲が行われ掲載禁止になったようである。

一方、『帝国大学新聞』においては、11月9日発行の第141号に「共同宣言」が掲載されている。筆者が前後の号を確認した限りにおいては、特にこの記事に対する東京帝国大学当局の弾圧等はなかったようである。

以上述べてきた通り、戦前期に立教大学新聞が主導するかたちで作成されたとみられる「共同宣言」記事であるが、少なくとも『立教大学新聞』『早稲田大学新聞』においては大学当局の弾圧を受ける結果となった。同じ内容の新聞記事に対しても、大学当局の反応はそれぞれ異なり、そこから各大学の学生運動に対する対応の違いが見えてくる。今後もこういった記事を可能な限り紹介していきたいと思う。

＜謝辞＞今回の執筆にあたっては、小川智瑞恵氏（東京大学文書館）に多大なる示唆をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

* 資料に関するお問い合わせは、田中(s.tanaka@rikkyo.ac.jp)まで

¹ 1969年の立大紛争（闘争）については、松浦高嶺・速水敏彦・高橋秀『学生反乱 1969 立教大学文学部』（刀水書房、2005年）が最も詳しい。

² 「小樽高商軍教事件」については、荻野富士夫「小樽高商軍教事件」（『小樽商科大学史紀要』第2号、2008年3月）が詳しい。

³ 後述の『帝国大学新聞』掲載の記事においても、同様に立教大学新聞が筆頭となっている。

⁴ 『立教大学新聞』の本文は、立教大学図書館デジタル・ライブラリー（<http://library.rikkyo.ac.jp/digitallibrary/rikkyonews/>）にて閲覧可能である。

⁵ 「立教大学—新聞押収され演説禁止」（『教育週報』1925年11月21日号）

⁶ 『早稲田大学新聞』第79号（1925年11月19日発行）

『岩手学事彙報』について

こみやま みちお
小宮山 道夫(広島大学)

明治 20 年前後の東北地方の教育動向を知ることのできる教育雑誌に『岩手学事彙報』がある。明治 18(1885)年 1 月(10 日の発行と思われるが、筆者の確認した岩手県立図書館所蔵本は表紙が欠落しているため日付は不明)に第 1 号が発行され、毎月 3 号の発行、はじめ 10 の日に刊行されていたが、明治 19 年 10 月 5 日の第 61 号から 5 の日の発行に変わっている。第 1 号「発行の趣旨」には次のとおり述べられている。

社会ハ広矣由リテ生スル所ノ事端モ亦多矣於是乎百科ノ専門起リ分業ノ法又随テ行ハル今ヤ拳世認メテ有用的ト為ス所ノ新聞雑誌ノ如キモ漸ク科ヲ分チ門ヲ異ニシ上ハ政治法律ヨリ下ハ百工技芸ニ至ルマテ概ネ然ラザルナキニ至ル即明法志林、法律志叢、警察新報、兵事新聞、大日本教育会雑誌、東京医事新誌、薬学校雑誌、工業志叢、大日本農会雑誌、水産会雑誌、及、山林協会雑誌ノ如キ是ナリ而シテ此ノ類ハ東京ニ於テ発行スル所ノ重ナルモノニ係ル其他各地ニ於テ発行スル所ノモノ願フニ亦尠少ニ非ザルベシ其教育ニ於ケルヤ各地ニ相競ヒテ某教育会若クハ其学会ナル者ヲ開設シ其雑誌ノ如キ其数亦日ニ月ニ多キヲ加フルノ景況アリ我岩手県ノ如キ三国十九郡其学校ハ公私ヲ合セテ殆ト七百ヲ数ヘ其教員ハ男女ヲ合セテ壹千ニ下ラズ(助手トモ)随テ学事ニ関シテ報道ヲ要スルモノ素ヨリ鮮少ニアラザルナリ然レトモ曩ニ東北教育新聞ノ休刊セシ以来今日ニ至ルマテモ学事ニ係ル新聞雑誌ヲ発兌スル者ナシ豈ニ遺憾ナラズヤ此時ニ方リ官衙ノ布達及規則ヨリ学事職員教員ノ進退ニ至ルマテ百般学事ノ景況ヲ

登載シ附スルニ学校教授法及管理法若クハ妙齡子弟ノ作文書画等ヲ
以テシ之ヲ報道スルトキハ無用ノ企図ニ非ズト信ズ此レ余儕ガ今日ヲ
以テ此ノ彙報ヲ発兌スル所以ナリ

すなわち世界は広いので様々な分野で専門分業が進んでいる。そして近年その有用性が認められてきた新聞雑誌も専門化が進むようになった。その多くは東京で発行されているが、地方において発行されているものも少ないわけではない。教育関係雑誌も各地に次々に開設される教育会や学事会が発行している状況である。我が岩手県は県域が広く教育関係者も多いため、学事に関する情報が多い。しかし東北教育新聞(明治 13 年 5 月創刊、19 号までを岩手県立図書館で所蔵)の休刊以来、現在に至るまで学事に関する新聞雑誌を出す者が無かった。それは大変遺憾なことであり、法令規則から教職員人事に至るまでさまざまな方面の学事関連の記事や、教授法および管理法あるいは子弟の作文書画などを掲載することは無用な企画ではないと思うので彙報を発行するに至ったとの趣旨を述べている。

持主兼印刷人は堀内政業、編集人は太田豊年と記載されている。発行所は岩手県陸中国南岩手郡仁王村字内丸 31 番地と記載された九臯堂である。

彙報の定価は奥付に記載されている。それによれば 1 部金 3 銭 5 厘、半年分 18 部の前金払いで 55 銭(8 銭の値引き)、一年分 36 部の前金払いで 1 円(26 銭の値引き)、市外郵送料(「郵便税」と記載した時代である)については 1 部 1 銭、半年分 18 銭、一年分 36 銭を郵便為替か銀行為替、もしくは現金書留(「金子入書状」)にて前納するよう記載されている。

実際の記事に関しては、『官報』記事の転載は当然として、『教育時論』『東京教育新誌』『東京日日新聞』や各地の新聞雑誌記事の転載が紙面に多いことは確かである。転載記事には出典が記載されているので分かりや

すいが、必ず出典が記載されているかどうかは保証の限りでは無い。「論説」「雑記」「雑報」「彙纂」などの区分があるが時期によって基準も異なるようで、その区別は判然としない。ただ「雑報」には岩手を中心とする東北各地のニュースが記載されている。

これから何回かに渡り、同誌から気になる記事を紹介してみたいと思う。

『軍隊日誌』に刻まれた学徒兵の体調悪化と日誌の途絶

たなか ゆうすけ

田中 祐介(明治学院大学)

前号に引き続き、戦時下の『軍隊日誌』を取り上げる。前号では日誌の概要と、冒頭に添付された「十二月一日入隊臨時徴集兵ニ與フル訓示」を紹介した。今号では、日誌の内容を検討してゆきたい。

『軍隊日誌』の書き手は、学徒出陣により1943年12月1日に入営した青年である。入営後4日目である12月4日から日誌を綴り、翌44年の3月5日が最後の記録となる。青年は日誌の第一日目を次のように書き記している(旧漢字は適宜、新漢字に改めた)。

入営後四日目ヲ迎ヘタ。相当寒カツタ。午前中初メテ營外ニ出テ桃山練兵場ニ行キ基本体操及ビ執銃各個教練ヲ行ツタ。帰途京都ノ街ガ見エタ。軍服姿ヲ一度父母ニ見セタイ。次第第二軍隊生活ニナレテ来タ。早く立派ナ初年兵ニナリタイ。古兵殿ガ親切ニ指導サレルト大變嬉シク感ズル。背囊ヤ水筒ヤ雜囊等モ受(ママ)与サレタ。軍隊ニナレルニ從ツテ責任ノ重大ニナツテクルコトヲ感ジル。大イニ頑張ラウ。

「立派ナ初年兵」となることを目標に掲げて、この日誌は書き始められた。また引用部から分かるように、青年は京都に父母がいる。同年 12 月 26 日の日誌には、「再ビハ見ルマイト覚悟シタ京都ノ街ヲ歩イテ感慨無量デアツタ」(1943 年 12 月 26 日)との記述もあることから、青年は父母のいる京都で育ったことが窺われる。

1943 年 12 月 8 日、青年は二年前の開戦の「感激」を次のように回想している。

二度目ノ記念日が来タ。二年前ノアノ日ノ感激ガヨミガハツテ来ル。大詔ヲ二年前ノ今日承ツタ時実ニ電気ニウタレタ様ニ感ジタ。本当ニ御民吾生ケル驗アリト言ヒタイ。米英ハ必死ニ反抗シテキル。悔リ難イノハ量デアル。ダガ最後ノ勝利ハ日本ニアルコトハ明カデアル。大御心ニ応ヘ奉ルタメニ宸襟ヲ安ンジ奉ルタメニ一億ハ私ヲナクシテ戦ハネバナラナイ。

開戦の「感激」を「実ニ電気ニウタレタ様ニ感ジタ」と表す青年は、「量」で勝る米英の手強さを実感しながらも、将来の日本の必勝を日誌に誓った。

しかし皮肉なことに、青年の日誌に入営直後から目立つ記述は、彼自身の体調不良であった。たとえば「朝少シ下痢シタノデ駈歩ニ参加シナカツタ残念デアツタ。下痢ハ従来カラノコトデアルガ今後ハ益々気ヲツケテヨイ腹ニシヨウ」(1943 年 12 月 5 日)、「少シ熱ガ出タ様ダガスグ楽ニナツタ」(同 12 月 6 日)、「朝下痢シタガ別ニ苦シクハナイ。早クナホツテホシイ」(同 12 月 7 日)、「夕方家カラ小包ガ来タ。腹巻トメンソレタームガ入ツテキタ。モウ下痢ヲスル心配ハナイダラウ。今朝モ亦下痢ヲシタ。早クナホシテ

一層頑張りタイ」(同 12 月 10 日)等、入営前から万全とは言えない胃腸の不調が、入営後に悪化したものと思われる。自身の快方を願いながら、時には母に心配をかけまいとする記述も現れる。

又々下痢シタ。気分ハ悪クナイガ長クツバクノデ診断ヲ受ケルコトニシタ。(略)母ガキイタラ心配スルダラウ。知ラセナイデオコウ。(同 12 月 11 日)

午前中ハ桃山練兵場デ手榴弾投ゲト戦斗各個教練ヲヤツタ。下痢シテキルノデ大分苦シカツタ。(略)母カラ葉書ガ来タ。写真ガ出来タ由。腹ガ悪イト知ツタラ心配スルダラウカラ知ラスマイ。(同 12 月 18 日)

この不調は年末から年明けにかけて一旦は解消される。訓練も次第に本格化し、寝ずの番に立つ夜もある。

体調が再び崩れるのは、1944 年 2 月 27 日であった。「コノ頃体ノエ合ガ少シ変デアル。早くヨクナツテ一層ノ御奉公ガシタイ」と記したのを契機として、「体ニカナク気分ガ悪イノデ軍医殿ノ診断ヲウケタ。激務休デ粥食トイハレタ」(同 2 月 28 日)、「午前中防空訓練ガアツタガ自分ハ班内ニ残ツテキタ」(同 2 月 29 日)、「午後壕ノ作業ガアツタガ自分ハ班内ニ残ツタ。皆ト一緒ニ頑張りタイガ残念デアル。早くヨクナリタイ」(同 3 月 3 日)、「体ノ気分ガマダアマリヨクナイ。従ツテ何ヲシテモ体が苦シイ。御奉公ニ欠ケル所ガアツテ誠ニ申訳ナイ。早くヨクナリタイ。不忠不孝者ニナル」(同 3 月 4 日)、「自分ハ気分ガ悪ク何モシナクテ戦友ニ済マナカツタ。体が悪クテハ何事モ出来ナイ」(同 3 月 5 日)。

「体が悪クテハ何事モ出来ナイ」と記した 1944 年 3 月 5 日の記述をもつ

て、この日誌は終わっている。元々の腸疾患が悪化したことに因るものか、日誌の記述からは判然としない。翌日の3月6日、その翌日の7日、青年は自身の体調を慮りながら、何を思い、願ったであろうか。

以上、『軍隊日誌』から、入営の意気込み、開戦の感激の回想とともに、書き手の体調悪化と日誌の途絶について紹介してきた。この日誌には更に、近代日本の日記文化を考えるうえでもう一点、特筆すべき点がある。すなわち、上官の日誌点検と、赤字による感想の書き込みである。次号ではその内容を紹介したい。

どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(4)

—1903年の松本中学『校友』編集委員の言説—

とみおか まさる

富岡 勝 (近畿大学)

校友会活動などにおいて「自治」がどのような捉えられたかをしてきたのかを、松本中学校の『校友』を通して検討している。第5号では、相談会を「立憲国家をささえるための生徒自治」として位置づけた1914年の記事を紹介し、第3号と第4号では「自治の範囲を越えた放縦」を戒め、「教師との融和」や生徒間の団結を強調した1934年の記事を紹介してきた。本号では、1903年(明治36)の史料をとりあげたい。

今回の記事を書くにあたって、『校友』の最初のほうから(最初の『校友』、つまり旧『校友』の第1号は1895年11月15日に創刊された。この旧『校友』は1898年3月の第11号をもって廃刊となり、1900年9月に同じ誌名での第1号として復刊された)、生徒たちの自治観がわかるような記事を探して読み直していったのだが、なかなか見当たらなかった。また、小

林有也校長をはじめとした教員側が生徒の自治をどのようにみていたのか、を示すような記事もなかなか見当たらない(このこと自体、今後考察する必要があるかもしれない)。

ようやく発見できたのが、『校友』第6号(1903年3月20日)の雑報欄に書かれた「解泡録」という記事である。署名は付されていないので、おそらく雑報担当の編集委員によるものであろう。

この「解泡録」は約5頁にわたる記事で、主な内容は、学生間の歌謡、相談会の現状、運動方面の活躍と校風の三点であった。このうち、2点目と3点目に、この編集委員の自治観が表明されている。

この記事では、相談会は本来次のようなものであるとする。

○我校相談会なるものは、生徒の処理すべき範囲内に属して居る所に於ての出来事を商議し決議する処の者である。生徒は会員にして悉く誰でも自由に議する事が出来、又各責任を以て[ママ]居るのである。

(86頁)

これは、相談会がどのようなものであるかを説明している史料として、かなり早期のものではないかと思われる。

そして、相談会における生徒の現状について、次のように述べる。

○相談会は神聖のものである。敢えて私意を挿むものでない。各員は皆着実な態度を以て忠実に議せなくてはならない。然るに稍もすれば下らない処へ私意を挿み、徒に無責任の事を謂ひ又頗る軽薄の言を吐き、奇言を弄して無暗に豪らがる輩がある。

○相談会は受業時間を潰す処だと思ふて居るらしい者が上級生にも

ある。斯の如き輩は従て議する処の無責任なるのも無理はない、中には相談会幸と逃げ出して火にあたゝまり甚しきに至ては下宿へ飛び出すものもある、実に不忠実にはあきれれる次第である。斯の如き徒をば宜しく矯風会て罰してよからう。

相談会は、現在の言葉でいえば生徒総会や生徒大会ということになるだろう。この相談会において個人的な発言をしたり、さぼって下宿に帰ってしまったりという現状が批判的に紹介されている。

ここで述べられている見解は、相談会自体に何か構造的問題がある、といった批判ではなく、「相談会に真摯に取り組まなければ、その態度は自治ではない」というような趣旨であり、相談会を松本中學生徒の自由と責任の象徴として神聖視する見方といえるだろう。

次号では、この記事の続きの部分、運動部の活躍と校風との関係について論じている箇所を紹介し、当時の自治観をもう少し掘り下げて紹介していきたい。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごまねに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

編集後記

仕事で学生主催のイベントを手伝う機会があります。その中で常に考えるのは学生の自主性。教職員が主導してしまうと、学生には依存心が生まれてしまいます。反対に、学生の考えを尊重して委ねると、学生は自ら状況を切り開いていきます。本当に面白い図式です。こんな視点も加味しながら、「学生文化」の歴史を見ていきたいと考えています。(金澤)

先日、研究上でこれは軽視出来ない！注目の文献を読みました。伊藤隆さん(東京大学名誉教授)の、研究生を振り返る『歴史と私 史料と歩んだ歴史家の回想』中公新書(2015年4月)です。伊藤さんの研究足跡はたいへん興味深く、なかでも平泉澄さんとの聞き取り模様は必読です。平泉さんのあまりの権威主義に加え、流行りのプロレスが日本精神に通じる？という件は、苦勞の多い研究余話としてなんだか笑えます。

(谷本)

文部科学省が全国86の国立大学に対して、既存の学部などを見直すよう通知を出した。特に教員養成系と人文社会科学系の学部や大学院について、廃止や社会的な要請の高い分野への転換に取り組むよう求めた。『朝日新聞(社説 2015,6,10)』こうしたなかで、ますます本誌のような教育史研究が重要になると思います。(山本)

今号のコラムでは、最新の「18歳選挙権」に関係した話題に触れています。戦後70年を記念するというわけでもないと思いますが、今年は、戦後の大学を支えた教養観・学問観・自治観などに関する出来事が本当に豊富ですね。この月刊ニュースレターで、どのように受け止めて表現していくのか、難しくもあり、やりがいもありそうです。(富岡)

今号から岩手県に突入しました。『岩手学事彙報』の気になる記事の紹介をしようと思い立ち作業を始めましたが肝心の本題に入れませんでした。頓首(小宮山)

本ニュースレターを印刷される場合、Adobe Reader などの「小冊子印刷」機能を使ってA4サイズ両面刷りにすれば、ちょうどA5サイズの小冊子になります。